

広報「ふじさと」への広告を募集します

町では、広報発行業務において、広報に掲載する有料広告を募集しています。広報「ふじさと」は、町内の全世帯や県内外の関係機関、町外在住の町出身者などに毎月約1250部配布している町の広報紙です（毎月25日発行）。広告掲載の箇所は、広報紙の最下段部分一色刷となります。詳細は下記をご覧の上、お申し込みくださいますようお願いします。

なお、広告スペースに限りがあります。多数のお申し込みをいただいた場合は、後日調整させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

●「広報ふじさと」に掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。具体的にはお問い合わせください。

- (1) 広報ふじさとの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他、掲載広告として妥当でないと認めるもの

●広告の規格及び掲載料

広告の種類	広告の大きさ	広告掲載料（月額）
1号広告	縦 8.0cm 横 18.0cm	一色刷 5,000円
2号広告	縦 8.0cm 横 8.5cm	一色刷 3,000円

※掲載スペースに限りがあります。申し込み多数の場合は、後日調整させていただきます。

●広告掲載の申し込みと決定

広報「ふじさと」に広告掲載を希望する方は、総務課に備えている「広報ふじさとへの広告掲載申込書」にご記入のうえ広告原稿案を添付し、掲載を希望する月の前月25日までに（25日が休祝日の場合は直前の平日までに）データ（U S B又はメール）で提出してください。提出された申込書等を審査の上、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知いたします。

●掲載内容の変更

掲載する広告の内容は、毎号ごとに変更することが出来ます。内容を変更される場合は、発行日の2週間前までに総務課へ連絡してください。

お申し込み・お問合せ先

〒018-3201

秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8

藤里町総務課 総務係

☎ 79-2111 FAX 79-2293

メール soumu2@town.fujisato.lg.jp